

事例番号:290066

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

3回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし。

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 6 日

11:20 陣痛発来のため当該分娩機関に入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 0 日

7:12 頃- 胎児心拍数陣痛図上、軽度変動一過性徐脈、高度遅発一過性徐脈を認める

7:25 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 0 日

(2) 出生時体重:3272g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施せず

(4) Apgar スコア:生後 1 分 5 点、生後 5 分 6 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

出生当日 胎便吸引症候群、軽度新生児仮死、新生児一過性多呼吸

生後 3 日 右顔面神経麻痺出現

生後 4 日 全身性痙攣出現

(7) 頭部画像所見:

生後 3 日 頭部 MRI で両側前頭葉の偽性皮質層状壊死、線条体に T1 強調像で高信号を示す 2 次変性、線条体内部に点状の萎縮を複数認める

生後 23 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見(基底核の高信号域、両側中心溝近傍の皮質の高信号域)を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、准看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児低酸素・虚血であると考ええる。

(2) 胎児の低酸素・虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性はある。

(3) 胎児低酸素・虚血となった時期を解明することは極めて困難であるが、妊娠経過中である可能性が高い。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理(外来での管理、切迫早産のため入院中の管理)は一般的である。

2) 分娩経過

陣痛発来後の胎児心拍数の確認に関し、分娩監視装置の装着間隔は一般的であるが、装着していないときの胎児心拍数の確認間隔は基準から逸脱している。

3) 新生児経過

(1) 出生後の管理は一般的である。

(2) 出生後の状態が安定しないため、高次医療機関 NICU へ搬送したことは一

般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 陣痛発来後、分娩監視装置を装着していない場合は、15分から90分間隔で胎児心拍数を確認することが望まれる。
- (2) 観察した事項および実施した処置に対しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は、今回の妊娠経過(超音波検査での臍帯所見、胎児心拍)、分娩経過(臍帯過捻転の有無・羊水所見)についての記載がなかった。観察事項や妊産婦に対して行われた処置は正確に記載することが重要である。

- (3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤の病理組織学検査は、新生児仮死が認められる場合、その原因の解明に寄与する可能性がある。

- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施することが望まれる。

【解説】臍帯動脈血ガス分析を行うことによって、分娩前の胎児低酸素症の状態を推定することが可能である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期の低酸素・虚血の発症機序解明に関する研究の促進および研究体制の確立に向けた研究支援が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。